



「再生可能エネルギー熱の面的利用システム構築 に向けた技術開発」公募説明会

2024年5月16日

新エネルギー部 熱利用グループ

●本資料は『公募要領』に準拠しておりますが、概要を掴んでいただくため 内容を一部簡略化しております。
必ず応募を検討されている事業の『公募要領』をお読みください。

●本事業は政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画 等が変更される場合があります。**最新の情報につきましては、本公募のHPをご確認ください。**

https://www.nedo.go.jp/koubo/FF2_100390.html

<目次>

1. 事業概要

事業内容、事業期間、事業規模など

2. 応募要件

対象となる事業者、提出資料、応募方法など

3. 提出期限及び提出先

応募方法、提出資料など

4. 委託先・助成先の選定

審査方法、審査基準、スケジュールなど

5. 留意事項ほか

留意事項、提案書作成の注意点など

1. 事業概要

これまでのNEDO事業の中で低コスト化・高効率化を目的として開発された再エネ熱利用システムの導入先は、主に戸建住宅や小規模事務所（ZEB、ZEHを含む）が対象でした。これに対し、単一もしくは複数の再エネ熱で製造した冷温熱を複数の熱需要先（複数建築物等）に供給する熱利用システムの構築は、コミュニティ単位での再エネ熱の導入促進効果を発揮すると共に、地域社会における再エネ熱の存在価値を高めることに繋がります。これまでの単一熱需要先（単体建築物等）に加えて、**一定規模のコミュニティ内に存在する、複数の熱需要家や様々な熱供給源、蓄熱設備を結んで熱需要網を構築し、熱を融通し合うことで、スケールメリットを活かした再エネ熱の面的利用システムの導入が促進されることで、2050年カーボンニュートラルに向けて着実に省エネ・CO2排出量削減に貢献することを目指します。**

第6次エネルギー基本計画（2021年）

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

「地域の特性を活かした太陽熱、地中熱、バイオマス熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等の再生可能エネルギー熱をより効果的に活用していくことも重要である。」

「太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等の再生可能エネルギー熱について、熱供給設備の導入支援を図るとともに、複数の需要家群で熱を面的に融通する取組への支援を行うことで、再生可能エネルギー熱の導入拡大を目指す。」

長期エネルギー需給見通し（2015年）

再生可能エネルギー（熱利用）の導入見通し

- 1次エネルギーベースの再生可能エネルギーは、67百万kl程度見込む。
- このうち、太陽熱、バイオマス等、未利用熱等の熱利用は、1,341万kl程度を見込む。

熱利用: 1,341万kl

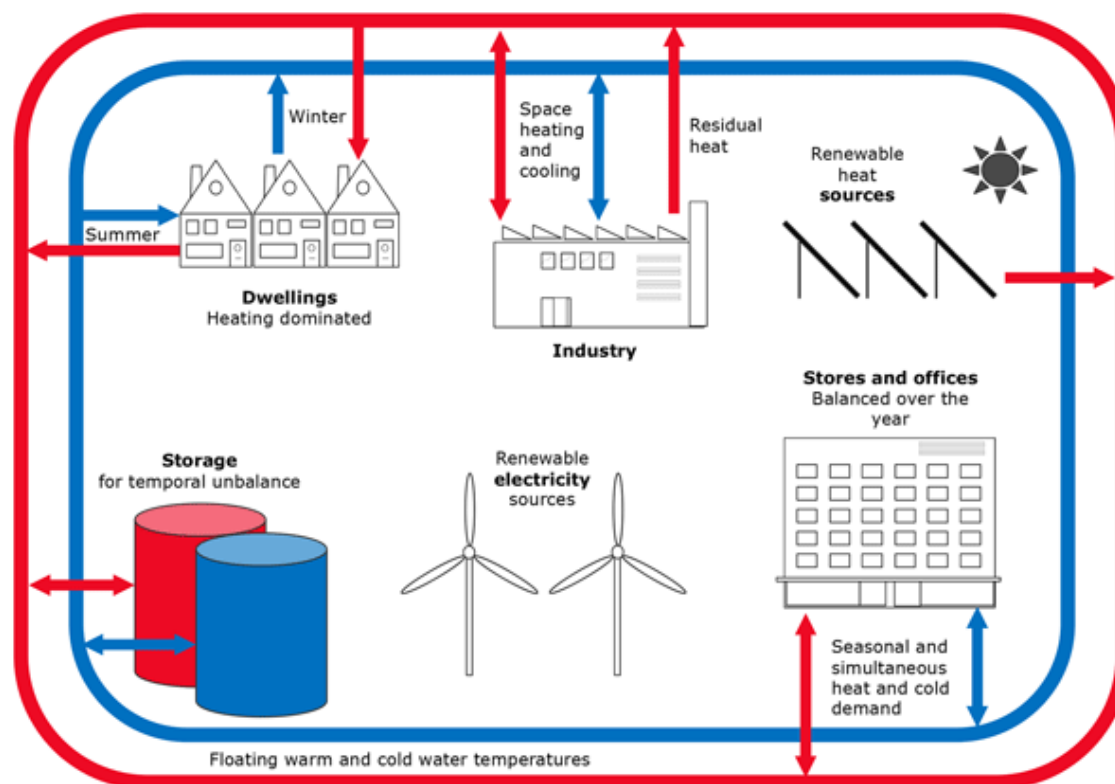
520PJ

太陽熱 : 55万kl程度
バイオマス等 : 667万kl程度
未利用熱等 : 618万kl程度

- 面的熱利用とは、一定規模のコミュニティ内に存在する、複数の熱需要家や様々な熱供給源、蓄熱設備を結んで熱供給網を構築し、熱を融通し合うこと。地域熱供給は、面的熱利用の形態の一つである。
- 面的熱利用では、スケールメリットによるトータルコスト低減、エネルギー効率改善時の省エネ効果の増加、レジリエンスの向上が期待される他、出力が変動する再エネに関する需給の平準化を通じた設備利用率の向上が期待される。
- 我が国においては、コンパクトシティ政策※や、都市インフラのレジリエンスが議論される中で、地域・コミュニティでのエネルギー利用の在り方が問われており、面的熱利用は熱利用のあるべき方向性の一つである。

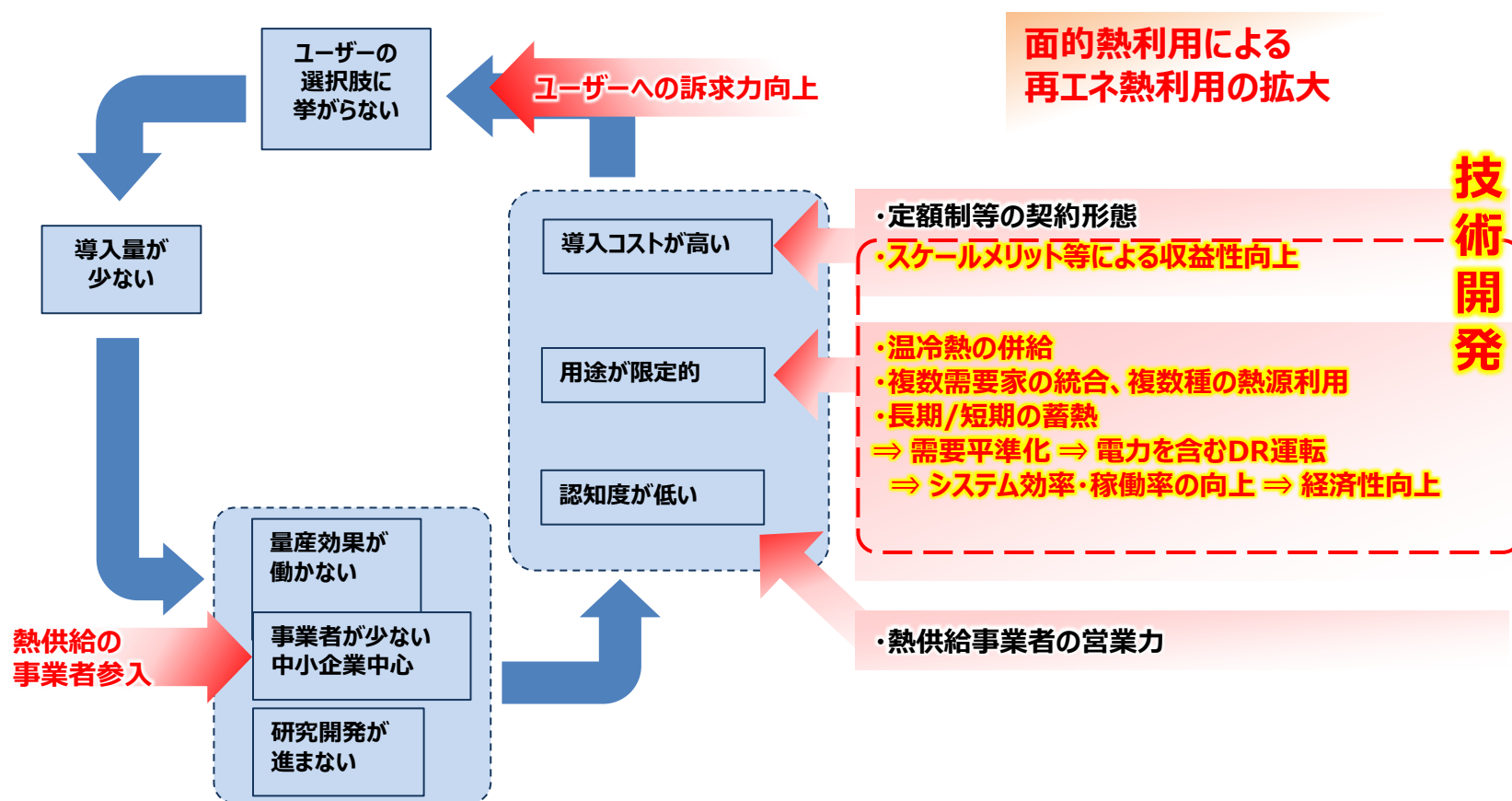
※ 国土交通省、コンパクトシティ形成支援チーム
https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000016.html

面的熱利用の概念図



出典：5th generation district heating and cooling systems as a solution for renewable urban thermal energy supply. (Boesten, et al., 2019)

- 高い導入コスト、限られた適用用途、低い認知度を要因として、導入が進まない悪循環に陥っている。
- 個別技術の深耕だけでは国際機関が提示する普及シナリオとのギャップを埋めることが困難であり、普及を拡大するための打開策が必要。
- **面的熱利用**によって、スケールメリットによる**収益性向上**を図ることができれば、**ユーザーへの訴求力向上**と**新たな熱供給事業者の参入**につながり、悪循環から脱却して**再エネ熱利用の拡大**を図ることが可能。



- 目指すあるべき姿（Phase3）は、社会インフラの拡充に相当する面的熱利用の社会実装が、市街地等の再開発や設備更新等の機会を捉えて自律的に普及していく状態であるが、そこに至るまでには段階を踏む必要がある。
- Phase1では、特に**自治体の関与や公的な支援が望まれる**。例えば、地域熱供給が先行する欧州では、官民連携での取り組みが普及拡大につながっている。
- Phase2では、様々な条件（地域・規模など）での事例を積み重ねながら、ノウハウを蓄積するとともに信頼性向上・コスト低減が進む必要がある。体力のある**デベロッパーやゼネコンの意欲的な参入が望まれる**。

再エネ熱を最大限活用した面的熱利用の普及イメージ

2050年

Phase1: 普及初期

普及率2.5%以下
(採用者：イノベーター※)

補助金等を活用しながら、好条件のエリアにおいて再エネ熱を最大限活用した面的熱利用システムが、一定規模の技術実証や高付加価値を目指した先進事例として構築・運用される。

実施者：有志企業・自治体
補助金：要
段階：技術実証、小規模実証
対象エリア：公共施設、タワーマンション、商業施設等

例) ・再開発地域の数区画程度での実証
・比較的大規模な施設での実証

Phase2: 移行期

普及率2.5～16%
(採用者：アーリーアダプター※)

先行事例の評判から認知度が向上し、導入事例が増加する。事例の積み重ねにより、ノウハウ蓄積、信頼性向上、量産効果によるコスト低減が進む。

実施者：デベロッパー、ゼネコン
補助金：一部要
段階：商業規模実証
対象エリア：高層タワーマンション、大規模商業施設等

例) ・条件、適性の異なる地域での実証
・より大規模な施設での実証

Phase3: 自律的な普及期

普及率16～50%
(採用者：アーリーマジョリティ※)

設備更新等の機会を捉えて、再生エネ熱を最大限利用する面的熱利用システムの構築が自律的に行われる。

実施者：各種企業・団体
補助金：非
段階：実装レベル
対象エリア：各種施設、地域

例) ・一般的な市街地の再開発
・都市インフラ設備の更新
・マンション/商業施設の新築/改修

※ 普及率および採用者の定義は、E.M.ロジャース,1990,『イノベーション普及学』による。

- 再エネ熱の面的利用でのメリットを生かして更なる普及拡大を図るための課題とそれを解決する具体的な技術開発・手段の例を以下に整理。
- スケールメリットを引き出すための個別熱源の出力の向上、システム効率改善に向けた運用ノウハウ蓄積、再エネの変動性を制御するための蓄エネ技術、低温熱の最大利用に向けたシステム設計が重要。また、これを支える基盤技術として、導入ポテンシャルの可視化・シミュレーション技術の開発が必要。

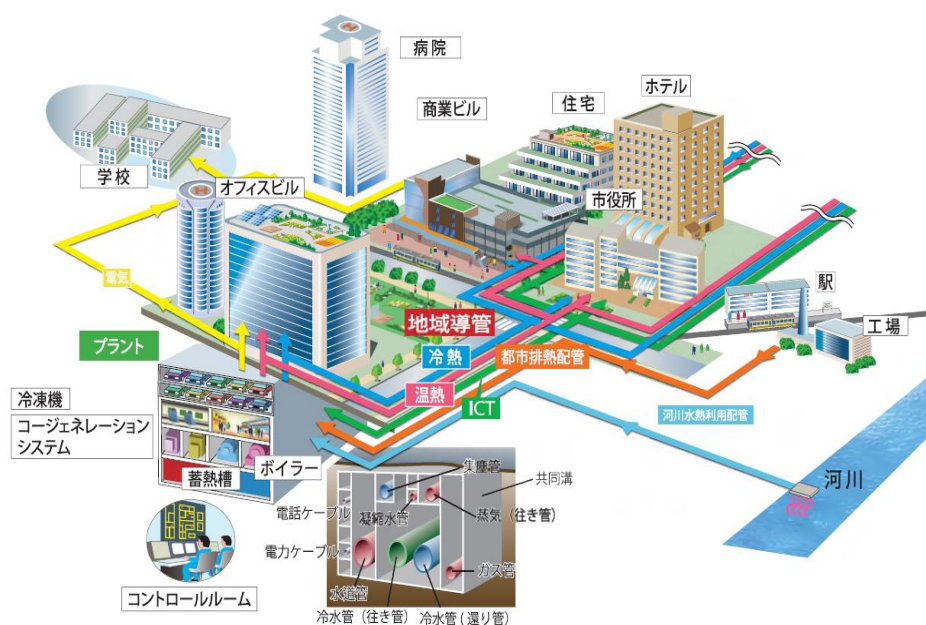
課題	具体的な技術開発・手段の例（・ 技術開発 ◆ その他の施策）
・ スケールメリットの最大化	・ 再エネ熱源の出力向上（例：地中熱交換井の大深度化（大容量化）、コスト削減等） ・ 掘削作業等の集約化によるコスト低減のノウハウ蓄積 ・ 各種設備のモジュール化、標準化
・ 複数種の熱源/需要家の統合によるシステム効率の向上	・ 異なる温度帯の熱源を有効に利用する技術（適切なヒートポンプ利用含む）の開発、ノウハウ蓄積、標準化 ・ 温熱/冷熱併給技術の開発、ノウハウ蓄積、標準化
・ 再エネの変動性に対応する需給平準化	・ 小規模蓄熱技術の開発：利用者単位での日間需要変動平準化 ・ 大規模蓄熱技術の開発：システム全体での季節間需給変動平準化（帯水層蓄熱・ボアホール蓄熱） ・ AI/IoT活用(電力システムとの連動、DR技術の開発)、ノウハウ蓄積、標準化 ◆ DR、アグリゲーションビジネス市場の創出・確立、政策誘導
・ 低温度帯の再エネ熱の最大限かつ経済的な活用	・ 低温熱供給での配管敷設の技術の開発・ノウハウ蓄積、標準化、コスト低減 ・ 既設の熱供給システムへの再エネ熱導入、複数熱源を組み合わせた設計・運転最適化の技術の開発、ノウハウ蓄積、実証 ◆ 地方自治体主導での配管敷設など公的支援による事業環境整備
・ 共通課題（基盤技術）	・ 導入ポテンシャルの可視化、シミュレーション ・ シミュレーションに基づく、最適な面的システムの構築 ・ 再エネ熱ポテンシャル情報の高度化（マッピング解像度向上、熱利用の適性判定）

面的熱供給のイメージ

新規プロジェクトでは、複数建物、集合住宅、中小規模事務所・公共施設等（ZEB、ZEHを含む）へ導入する再エネ熱利用システム、複数需要家への面的熱供給システム等、スケールメリットを活かした熱利用に係る技術開発を行うことで、更なる再エネ熱の導入拡大を目指す。

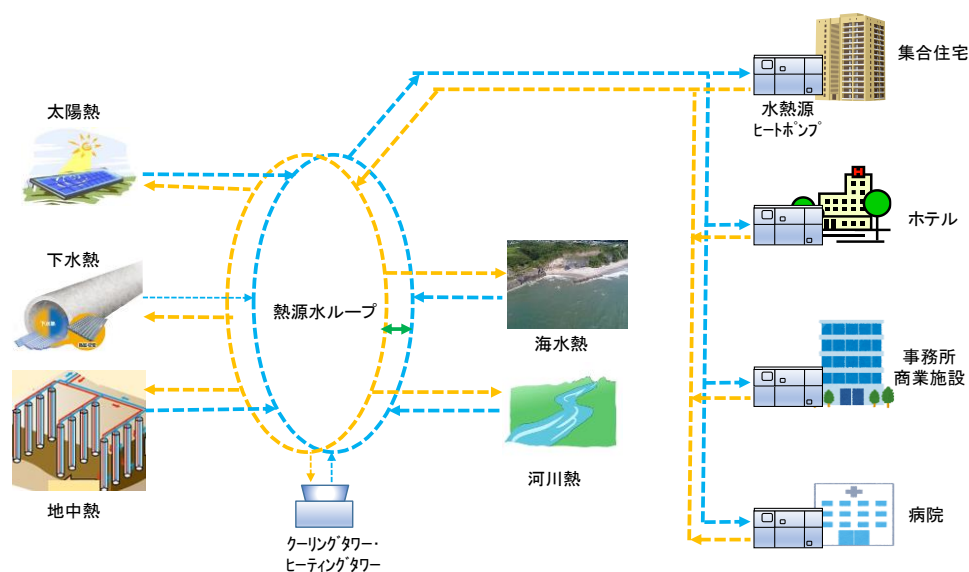
面的熱供給のイメージ

中央熱源方式



出典：日本熱事業協会パンフレット

熱源水ネットワーク方式



出典：NEDO成果報告書(2022)

・研究開発項目①「再エネ熱利用システムに資する要素技術開発」

これまで日本では技術的に確立されていない地中熱交換井の掘削工法、地中熱交換器の開発・施工、地中蓄熱システム、太陽熱の冷房需要対応のための高温水化・省設置スペース化等の再エネ熱利用に関わる要素技術を対象に、実証試験を通して、コスト低減もしくは性能向上に寄与する新たな装置、設備、システム等を開発する。その際、海外での先行技術も考慮して我が国での利用環境（地質・地盤条件等）に適した技術の確立を目指す。

・研究開発項目③「再エネ熱利用システムに資する共通基盤技術開発」

再エネ熱の導入拡大に資するためのポテンシャル情報の高度化、システム性能評価、エネルギーマネジメント技術、並びに面的利用の導入効果評価シミュレーター及び最適運用エミュレーター等を共通基盤技術として開発する。

公募要領：項番2.

・研究開発項目②「再エネ熱利用システムの低コスト化・高度化技術実証」

地域特性を活かした単一もしくは複数の組合せからなる再エネ熱等を熱源として、複数建物、集合住宅、事務所、公共施設等の複数熱需要先に導入するための熱利用（空調、給湯、融雪等）システム、熱需要変動を平準化するための蓄熱システム等の低コスト化・高効率化に資する設計及び技術を実証する。

*** プロジェクト最終年度時点で、再エネ熱利用システムのトータルコストの削減率20%以上（2024年度比）を目標とします。**

研究開発期間は2024年度から2028年度の5年間です。

＊ 委託事業、助成事業共に**本公募での契約期間は2024年度から2026年度の3年間**とします。

ただし、採択審査では研究開発の全期間を審査しますので、**最長の研究開発計画を記載してください。**

＊ 研究開発項目①および②については、2026年度に実施するステージゲート評価および中間評価の結果を踏まえ、2027年度以降の研究開発の実施可否について判断します。

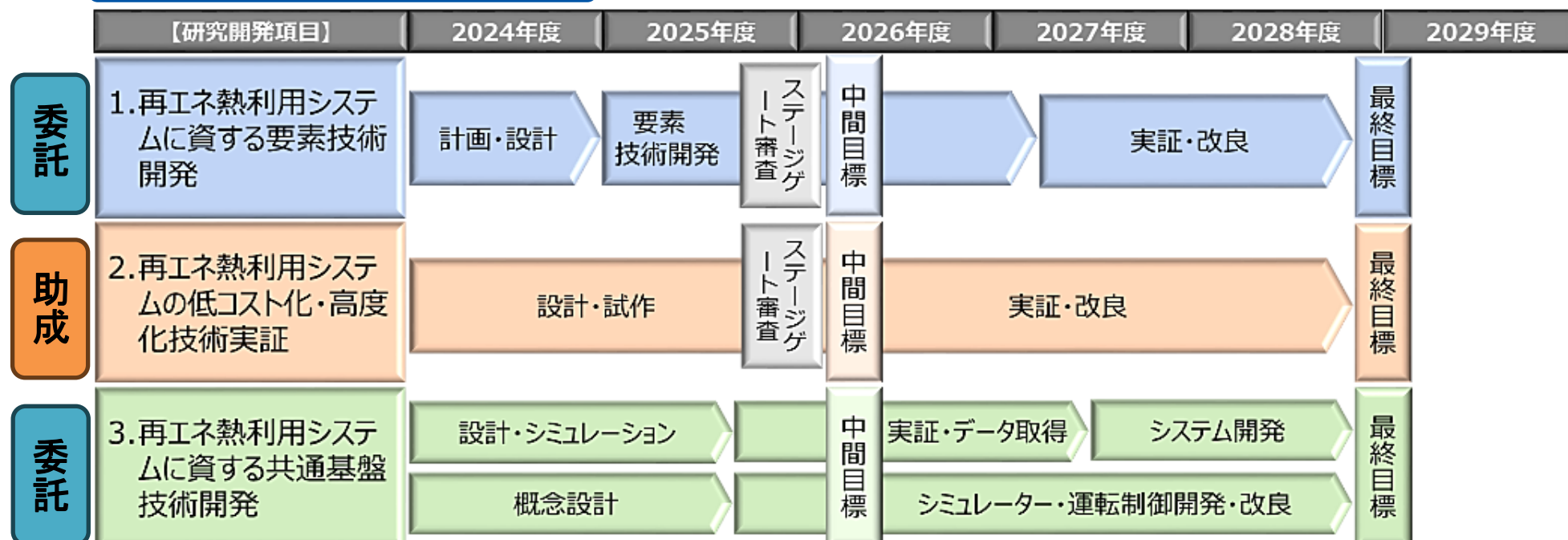
＊ 研究開発項目③については、2026年度に実施する中間評価の結果を踏まえ、2027年度以降の研究開発の実施可否について判断します。

2024年度の事業規模：300百万円（委託、助成合計）

- ・委託事業 1/1
- ・助成事業 1/2以内で助成

予算の範囲内で採択します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付・契約することがあります

研究開発のスケジュールイメージ



2. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(8)までの条件、「基本計画」及び「2024年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1)当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2)委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- (3)NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4)企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5)研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6)複数の企業等が共同してプロジェクトに応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7)本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等(大学、研究機関を含む)の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。
- (8)プロジェクトマネージャー(以降「PMgr」という)から指示があった場合は、これに従うこと。

(1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件(課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第5条)を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、**本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要**です。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等(助成対象事業者には含まない)と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること(又は連携の具体的予定を示すこと)ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

(2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。
- ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。
(提案書の添付資料2「企業化計画書」中に記載してください。)
- iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。(提案書の添付資料1「助成事業実施計画書」の「1.(1)③事業による効果」中に記載してください。)(我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。)
※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項(背景、数値等)
- iv. なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査に御協力いただく場合があります。
- v. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

3. 提出期限及び提出先

(1) 提出期限:

2024年6月28日(金)正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

※期限までにアップロードを完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください(提案書のフォーマットは変更しないでください)。

(2) 提出先: Web 入力フォーム

研究開発項目①、③

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/5vve1ftvzuz5>

研究開発項目②

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/y9yly41namrx>

(3) 提出方法

提案書は、PDF形式で1ファイルにしてアップロードして下さい。

その他提出書類は、提出書類毎(全てPDF 形式)に作成し、一つのzip ファイルにまとめて下さい。

なお、アップロードするファイル(PDF、zip等)には**パスワードは絶対に付けない**でください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。

再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

(4) 提出書類(委託事業)

- ・提案書(別添1、別添2)

提案書は別添1、別添2を1ファイルに纏めて下さい。

これ以降はファイル毎に作成し、1つのZIPに纏めて下さい。

- ・研究開発責任者の研究経歴書(詳細は別添3)
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(詳細は別添4)
- ・事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票(詳細は別添5)
- ・その他の研究費の応募・受入状況(詳細は別添6)
- ・e-Rad応募内容提案書(詳細は(5))
- ・会社案内(会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書)
(提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要)
※大学等も同様に提出してください。
- ・直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表(原則、円単位:貸借対照表、損益計算書(製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む)、株主(社員)資本等変動計算書)
※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。
- ・NEDOが提示した契約書(案)に対する疑義の内容を示す文書
- ・当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料
※当該提案内容に関して、国外企業等と連携している、又はその予定がある場合に提出してください。

(4)提出書類(助成事業)

- ・提案書(様式第1)(注)
- ・助成事業実施計画書(添付資料1)
- ・企業化計画書(添付資料2)

提案書は様式第1、別添資料1、別添資料2を1ファイルに纏めて下さい。

これ以降はファイル毎に作成し、1つのZIPに纏めて下さい。

- ・事業成果の広報活動について(添付資料3)
- ・非公開とする提案内容(添付資料4)
- ・主任研究者研究経歴書の記入について(別添1)
- ・その他の研究費の応募・受入状況(別添2)
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(詳細は別添3)
- ・事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料(任意)(詳細は別添4)
- ・e-Rad応募内容提案書(詳細は(5))
- ・会社案内(会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書)
(提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要)
- ・直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表(原則、円単位:貸借対照表、損益計算書(製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む)、株主(社員)資本等変動計算書)

※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。

- ・当該提案内容に関して、国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料

(5) 提出にあたっての留意事項（抜粋）

- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、**最後の提案書のみを有効とします**。
- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- 「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- 応募に際し、併せて**府省共通研究開発管理システム（e-Rad）**へ応募内容提案書を申請することが必要です。**連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。**この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。**原則、1つの法人・研究機関に対して研究者1名以上ご登録ください。**

詳細は、e-Radポータルサイトを御確認ください。

【参考】e-Radポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

4. 委託先・助成先の選定

(1) 審査の方法について

- 二段階審査:
 - ・外部有識者による採択審査委員会: 目的達成に有効な候補選定
 - ・NEDO内に設置する契約・助成審査委員会: 上記結果、基準等に基づき最終決定
- 必要に応じて、応募者のヒアリング(*)や資料の追加等をお願いする場合があります。
*ヒアリングにつきましては、7月中旬を予定しています。
- 公募締切後に、
具体的な 依頼事項・ヒアリング日程 等を、
Web入力フォームに記載の「代表法人連絡担当者」にご連絡します。
「代表法人連絡担当者」には、採択通知まで必ず連絡が取れる方を記載願います。
(複数法人による共同提案の場合も 1提案 1名のみ)
- 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準(委託事業)

a. 採択審査の基準

- i 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか(不必要な部分はないか)
- ii 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii 提案内容・研究計画は実現可能か(技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等)、共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか(関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等)
- v 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか
- vi 社会的目標への対応の妥当性(加点項目)
女性活躍推進法等に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業・ユースエール認定企業)

(2) 審査基準(委託事業)

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

i 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
3. 開発等の経済性が優れていること。

ii 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(2) 審査基準(助成事業)

a. 採択審査の基準

i. 事業者評価

技術的能力、助成事業を遂行する経験・ノウハウ、財務能力(経理的基礎)、
経理等事務管理／処理能力

ii. 事業化評価

新規性(新規な開発又は事業への取組)、市場創出効果、市場規模、
社会的目標達成への有効性(社会目標達成評価)

iii. 企業化能力評価

実現性(企業化計画)、生産資源の確保、販路の確保

iv. 技術評価

技術レベルと助成事業の目標達成の可能性、基となる研究開発の有無、
保有特許等による優位性、技術の展開性、製品化の実現性、重要技術課題との
整合性

(2) 審査基準(助成事業)続き

v. 社会的目標への対応の妥当性(加点項目)

- ・賃上げを実施することを表明した企業
- ・女性活躍推進法等に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業・ユースエール認定企業)

b. 助成金の交付先に関する選考基準

i. 助成金交付提案書の内容

1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
3. 助成事業の経済性が優れていること。

ii. 助成事業者の遂行能力

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。当該開発等に必要な設備を有していること。
3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 交付先の通知および公表

- ・採択事業は、NEDOから提案者に通知します。
不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。
 - ・採択事業に関しては、提案者名、事業名称・概要をNEDOのウェブサイト公表します。
 - ・ニュースリリースを行う場合があります。
- ※ 事業者が採択に係るニュースリリースを実施する場合は事前にご相談ください。

(4) スケジュール

- ・公募期間 : 4月26日(金)～6月28日(金)
- ・公募説明会: 5月16日(木)
- ・審査期間 : 7月上旬～8月上旬
- ・採択決定 : 8月上旬

5. 留意事項ほか

7. 留意事項

(19) 研究開発資産の帰属・処分について(委託事業)

② 資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。

(約款第20条の2第1項・第3項)

(4) 処分制限財産の取扱い(助成事業)

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。

(交付規程第16条)

提案書記載時の注意点《共通事項》

- ・提案書雛形に記載してる「注意事項」および「各項目の記載内容に関する指示」をよく読んで作成して下さい。
- ・提案書に記載する金額は、円単位で記載願います。
- ・提案書の項目は削除・追加しないで下さい。
- ・提案書の下中央にページを入れてください。
- ・A4サイズで印刷可能なサイズで作成して下さい。

提案書記載時の注意点《共通事項》

経費の積算方法については、以下の事務処理マニュアルを参照して下さい。

- ・研究開発項目①、③

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2024.html

- ・研究開発項目②

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

提案書記載時の注意点《共通事項》

・2026年度に実施する中間評価およびステージゲートで、2027年度以降の事業継続を判断するため、**次のステップに進むための必要条件を明記**して下さい。

各研究開発項目の中間目標(2026年度)、最終目標(2028年度)は2024年度実施方針に示すとおりです。

ご清聴ありがとうございました。

本説明会以降のお問い合わせは、6月21日までE-mailにて受け付けます。

※ 件名に“「再生可能エネルギー熱の面的利用システム構築に向けた技術開発」公募に関する問い合わせ”と記載願います。

宛先

E-mail: REHU@ml.nedo.go.jp

新エネルギー部 熱利用グループ 再生可能エネルギー熱公募担当

関連資料を熟読の上、ご検討頂き、
多数のご提案をお待ちしております。

①再生可能エネルギー熱の種類と範囲

地中熱利用

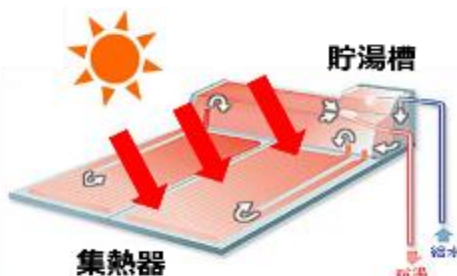
昼夜間又は季節間の温度変化の少ない浅い地盤中(通常地下10~200m位)と外気や水熱媒を熱交換することにより、冷暖房や給湯等に利用。



地下の温度は年間を通してほぼ一定であり、地上と比べて夏は涼しく、冬は暖かい。

太陽熱利用

太陽光エネルギーが集熱器へ照射することによって発生する熱エネルギーを使い、水や空気等の熱媒体を温め、給湯や暖房等に利用。



バイオマス熱利用

動植物に由来するバイオマス原料を直接燃焼したり、メタン発酵によってバイオガスとして燃焼することで熱源として利用。



原料は木質チップや下水汚泥など多種多様である。

雪氷熱利用

冬季に降り積もった雪や冷たい外気によって凍結した氷などを冷熱源として夏季まで保存しておき、その冷気や融けてできた冷たい水を冷房等に利用。



寒冷地の気象特性を活用するため利用地域は限定されるが、冷熱として活用可能。

温泉熱利用

源泉や排湯の熱エネルギーを利用。熱利用後の温泉温度に応じて、二次利用、三次利用と多段階的な活用も可能。



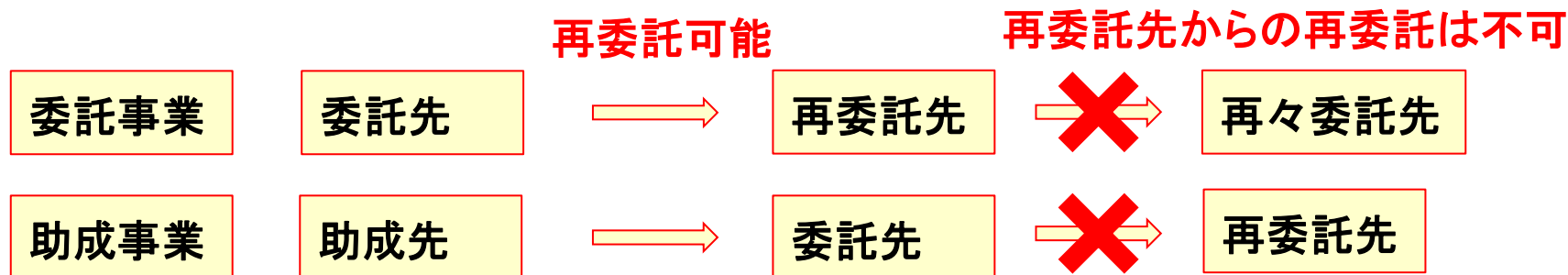
海水・河川・下水熱利用

河川・海水・下水の水温は夏は気温よりも低く、冬は気温よりも高いため、夏は冷熱、冬は温熱として利用。



水源があれば活用可能で、規制等があるが比較的適用範囲が広い。

②再委託先として応募の方向ですが、技術的作業は海外企業側ですることになるので、海外にいる技術者の取り扱い上の留意点(資格、人月単価、e-RADは必須かなど)があれば教えて下さい。



・再委託先と海外企業の間で、出向契約や派遣契約を締結して、再委託先の社員とした上で、登録研究員として従事させるようにして下さい。活動場所が日本で有る必要はありません。

・留意事項に記載があるとおり、安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)ご注意下さい。

上記は一般的な回答になります。個別具体的なご相談は問合せ先にメールにてご連絡下さい。

③研究開発項目3:「再エネ熱利用システムに資する共通基盤技術開発」(委託)ですが、大学、公設試と共に民間企業も事業者として参画可能でしょうか？

公募要領 ③. 応募要件に該当する企業は参加可能です。
なお、実施体制の中で、役割分担を明確化して頂く様にお願いします。